

ぜったいにゆるさない！ STOP!

教職員の不祥事根絶に向けて



I わいせつ・セクハラ行為を根絶するために！

わいせつ・セクハラ行為がもたらす重大な影響

- ① 被害を受けた児童生徒の心身に、深刻な傷を残し、影響を及ぼす。
- ② 学校や教職員が社会的信用を失う。
- ③ 自分が関わっている児童生徒、教職員、保護者の信頼を失う。
- ④ 自身の家庭が、さまざまな社会的制裁を受ける。
※保護者や同僚に対してのわいせつ・セクハラ行為も、重大な信用失墜行為です。



こんな場面はありませんか？

わいせつ・セクハラ行為に至る予兆

- 児童生徒に対しての不適切なやりとり (メール、SNS等)
- 一対一で児童生徒との対応
- 目の届かない場所での個別指導
- 校外で生徒と個別に面会
- 不必要な身体への接触
- 児童生徒の自家用車への同乗
- 児童生徒への不適切な恋愛感情 他



わいせつ・セクハラ根絶対策は？

「千葉県教育委員会HP」を
活用ください！！

- 「教職員関係」
 - 「教職員の服務」
 - 「教育委員会におけるセクハラ対策」
 - 学校からセクハラをなくすために
 - セクハラ相談窓口
 - セクハラ相談マニュアル
 - セクハラ防止についての指針 他
- ※学校からわいせつ・セクハラ行為を根絶するための資料を掲載しています。

★わいせつ・セクハラ行為を未然に防ぐため、教職員が留意すべき点

- ① 児童生徒の行動や言動に普段から気を配り、変わった様子があれば、いち早く気付けるようにする。(必ず複数の教職員で対応する。)
- ② 相談に来た児童生徒の話を、さえぎらず親身になって聞く。
- ③ 児童生徒の相談は、組織として情報共有し、対応する。
- ④ 児童生徒、保護者や同僚の人格を尊重し、相手の身になって考える。
※児童生徒に対して、わいせつ行為を行った職員は、「免職」としています。



II 体罰を根絶するために！

「体罰」による事故は、部活動中や生徒指導中に多く発生しています。原因として、「心に余裕がなく、結果を急ぐ」、「組織的な指導体制がない」等が挙げられます。「体罰」は、指導力の欠如が招くともいえます。児童生徒への指導の際は、人権意識を持ち、冷静かつ適切な対応を心掛けることが大切です。



★体罰を未然に防ぐため、教職員が留意すべき点

- ① 体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であり、教育効果はないという認識を持つ。
- ② 多様な児童生徒に対する指導方法を身につける。
- ③ 生徒指導は、組織で対応し、個人任せにしない。
- ④ 指導する児童生徒に「原因」を求めずに、怒りに任せた指導を行わない。(怒りのコントロール)

体罰根絶対策は？

「千葉県教育委員会HP」を
活用ください！！

- 「教職員関係」
 - 「教職員の服務」
 - 「教職員向け情報 (サービス関係)」 (H26リーフレット)
- 「体罰なんかいらない！」

※体罰により、児童生徒を死亡させ、又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合は、「免職」。傷害を負わせた場合は、「停職」「減給」又は「戒告」。常習的、又は態様が悪質な場合は、「免職」又は「停職」としています。